さいたま市条例第３号

さいたま市行政不服審査会条例

（設置）

第１条　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項の規定に基づき、さいたま市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

３　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　審査会の会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

（専門委員）

第６条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（守秘義務）

第７条　審査会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、総務局において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。